

東京学芸大学動物実験委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 動物実験に関する<u>教官</u> 若干名</p> <p>(2) <u>部教官会</u>に所属する<u>教官</u> 各1名</p> <p>(3) <u>保健管理センター</u>に所属する<u>教官</u> 1名</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 委員は、学長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>学外連携推進室</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 動物実験に関する<u>教員</u> 若干名</p> <p>(2) <u>各学系の教授会</u>に所属する<u>教員</u> 各1名</p> <p>(3) <u>保健管理センター</u>に所属する<u>教員</u> 1名</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 委員は、学長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>改正前の東京学芸大学動物実験委員会規程第3条第1項第2号の規定により選出された委員については、改正後の規程第3条第1項第2号の規定により選出されたものとみなす。</u></p>